

閣 副 第 607 号
令和2年5月25日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長
樽 見 英 樹
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等
緊急事態解除宣言について

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年3月26日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第15条第1項の規定に基づく政府対策本部を設置し、令和2年4月7日に、特措法第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされました。

本日、特措法第32条5項の規定に基づき、緊急事態解除宣言を行うとともに、同条6項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）を変更しました。このことを踏まえ、新型インフルエンザ感染症対策に関し、都道府県が実施する取組等について、下記のとおり取り扱うこととしました。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村及び特措法第2条第7号に規定する指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。）にも、周知されるようお願いいたします。

記

1 都道府県における取組等に係る情報共有

基本的対処方針三（3）6）④において、「都道府県は、①③の取組を行うにあたっては、あらかじめ国と迅速に情報共有を行う。」とされていることを踏まえ、基本的対処方針三（3）6）①及び③の取組の実施にあたっては、国に対し、事前に情報共有を行うこと。